

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	肝機能障害を身体障害に含めることに伴う税制優遇措置の拡充			
税 目	所得税、法人税、相続税、贈与税、印紙税、地価税、国税徴収法			
要 望 の 内 容	<p>所得税の障害者控除等の税制優遇措置については、身体障害者手帳の交付を受けている者等に対して講じられているところであるが、今般、身体障害者福祉法施行令等を改正し、身体障害者手帳の交付の対象となる身体障害に「肝臓の機能の障害」を追加することに伴い、これらの者が身体障害者手帳の交付を受けた場合等についても税制優遇措置の対象とすることを要望するものである。</p> <p>※ 税法上、税制優遇措置の対象として身体障害者手帳の交付を受けている者等が規定されているため、上記の者を税制優遇の対象に含めることについて、特段、税法の改正は必要ない。</p> <p>なお、「肝臓の機能の障害」として新たに身体障害者手帳の交付の対象となる障害者は、当該肝臓の機能の障害が重症化し回復困難となっているものであることを想定しており、その対象者は3～5万人と想定される。</p> <p>※ 例えば、身体障害者手帳の交付を受けている者等であることをもって直接税制優遇措置の対象となる人的な税制としては、所得税の障害者控除のほか、相続税の障害者控除、特別障害者に対する贈与税の非課税、同居の特別障害者に係る扶養控除等の特例（所得税）がある。</p> <p>※ なお、障害者自立支援法第 13 条で、自立支援給付を受ける権利の差押え禁止を規定。</p> <table border="1" data-bbox="1015 1070 1489 1211"> <tr> <td data-bbox="1015 1070 1225 1211">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1225 1070 1489 1211">▲1,999 百万円 （－） （障害者控除のみ）</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	▲1,999 百万円 （－） （障害者控除のみ）
減収見込額 （平年度）	▲1,999 百万円 （－） （障害者控除のみ）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る	<p>(1) 政策目的 障害者の経済的負担の軽減を図り、障害者の自立支援を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 障害者にはその障害によって追加的費用等が生じることをしん酌し、その経済的負担を軽減することを目的として各種の税制優遇措置をとっているところであるが、「肝臓の機能の障害」により身体障害者手帳の交付を受けている者についても同様に追加的費用等が生じていると考えられることから、これらの者についても経済的負担の軽減を図ることを目的として同様の税制優遇措置を講じる必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 障害者に対する税制優遇措置については、障害者にはその障害によって追加的費用等が生じることをしん酌し、その経済的負担を軽減するために講じられていることにかんがみれば、「肝臓の機能の障害」により身体障害者手帳の交付を受けた者についても現行の税制優遇措置の対象とすることが妥当であり、むしろ障害の種類によって一義的に対象を限定することは不適切であると考えられる。</p> <p>なお、障害者に対する税制優遇措置については、身体障害者手帳の交付を受けているかどうか、若しくはその障害の程度が当該手帳制度における一定の等級に該当するかどうかといった観点からその対象を特定しているところであり、障害の種類によってその対象を異にする仕組みとはしていない。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	(基本目標Ⅷ) 障害のある人もない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること (施策目標1) 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること (1-1) 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
	政策の達成目標	障害者の経済的負担の軽減による自立支援の推進
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久的な措置
	同上の期間中の達成目標	—
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税においても同様の要望を行っている
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	—
	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	昭和61年度(膀胱又は直腸機能) 昭和62年度(小腸機能) 平成10年度(HIV感染者への拡大)	

